

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：阿波スピンドル株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 木村 雅彦
- (3) 所在地：徳島県吉野川市山川町天神 80 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (23 件)

(平成 30 年 1 月 4 日認定)

認 1710000202、認 1710000203

(同年 3 月 13 日認定)

認 1710000475、認 1710000476

(同年 5 月 29 日認定)

認 1810001044、認 1810001045、認 1810001046、認 1810001047、認 1810001048、  
認 1810001049、認 1810001050、認 1810001051、認 1810001052、認 1810001053、  
認 1810001054、認 1810001055、認 1810001056、認 1810001057

(同年 7 月 3 日認定)

認 1810002487、認 1810002488

(同年 7 月 23 日認定)

認 1810002785

(同年 11 月 2 日認定)

認 1810005009、認 1810005010

3 措置内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和元年 11 月 15 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 措置理由

平成 29 年 9 月 27 日から平成 30 年 7 月 31 日までの期間において、賃金の不払について不正又は著しく不当な行為が認められたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。